

2021年1月29日

各位

オリックス生命保険株式会社

告知不要で保障の継続が可能な「失効取消制度」を導入 ~未払込保険料の払込みだけで、手続きが完了~

オリックス生命保険株式会社(本社:東京都港区、社長:片岡 一則)は、2021年2月1日より、ご契約が失効*1した場合でも、一定期間内であれば告知不要で保障の継続が可能な「失効取消制度」を開始しますのでお知らせします。

これまでは、ご契約が失効した後の復活手続きには、未払込保険料の払込みに加えて、 告知書の提出を必要としていました。本制度の導入により、保険料払込猶予期限の翌月末 (以下、失効取消可能期間)までに未払込保険料を払込みいただければ、改めて告知をい ただくことなく失効を取消します。※2

長年ご契約を継続いただきながらも、一過性のご都合により保険料の払込みが滞り、失 効してしまう場合があります。そのような場合においても、ご契約を継続いただきやすく することを目的に導入した制度となります。

今後も、お客さまに寄り添ったサービスのご提供を続け、信頼していただける保険会社 であり続けられるよう努めてまいります。

以上

※1 失効について

以下の期間内(保険料払込猶予期間)に保険料の払込みがない場合は、ご契約は失効となります。

- ・月払のご契約:払込期日の翌月末日まで
- ・年払・半年払のご契約:払込期日の翌々月の月単位の契約応当日まで
- ※2 失効取消可能期間を経過した場合の手続き(復活)について

告知書の提出が必要となります。告知内容によっては、復活をお断りする場合があります。

<本件に関するお問い合わせ先>

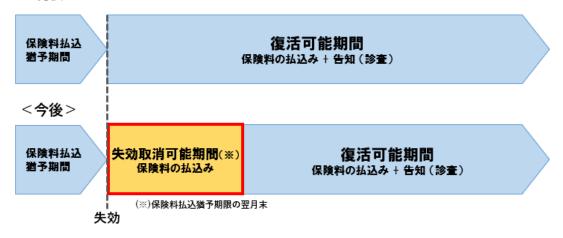
経営企画部広報チーム 高原・林 TEL: 03-6685-7996

Press Release



【イメージ図】

<現状>



【失効取消後の保障について】

失効日に遡って保障が継続します。そのため、失効取消可能期間内に発生した入院等の支 払事由につきましても、ご請求の対象となります。

なお、失効取消可能期間を超過した上で復活手続きを行う場合は、従来どおり、約款に定める復活可能期間内における手続きが可能ですが、復活日から新たな保障を開始しますので、失効日から復活日までは保障がなくなります。